

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
茨城県久慈郡金砂郷町

- 2 構造改革特別区域名称  
金砂郷町幼保一体的運営特区

- 3 構造改革特別区域の範囲  
茨城県久慈郡金砂郷町の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

当区域の地形は南北に長く、南部地区は平坦な水田地帯で、北部地区は山林が多い畑作地帯となっている。人口は、昭和20年代後半をピークに急激に減少しているが、近年、南部地区において民間業者による宅地開発が進み一時的に人口増加がみられ、人口減少にやや歯止めがかかっている。しかし、北部地区の著しい人口減少など、過疎化によって多くの分野で担い手不足が深刻な状況となっており、地域の経済的社会的基盤の維持が困難となることも懸念されている。

出生数は、昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。このため、幼児同士のふれ合う機会が減少し社会性を育むうえで課題が生じてきている。

当区域内の幼稚園は、少子化により平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、南部地区2園、北部地区1園の計3園が設置されている。保育所は1所あり、このうち北部地区の幼稚園と保育所が合築施設（こどもセンター）として運営している。当区域では、幼児数が一時的に増加した地区と少子化が著しい地区が混在していることから、子育て支援のための多様な施策が求められるなど、少子化対策への取り組みが重要な課題となっている。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

子どもの豊かな人間性と社会性を育むうえで、幼児期に様々な体験をすることにより心身の発達を助長することが重要であるが、当地区では少子化や核家族化が進み、幼児の社会性を育むうえで課題が生じている。

このため、平成12年度から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく幼保合築施設である「こどもセンター」において、施設の共用によって幼保の連携を図り幼児同士のふれ合いを促進しているが、特区として幼稚園児、保育所児の合同活動が容認されることにより、幼保合築施設の利点が最大限に活用されると期待できる。また、これにより子どもの豊かな人間性と社会性を涵養していくうえで大きな効果を生むことになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

少子化が進み幼児数全体が減少するなかで、「こどもセンター」では幼保合築施設でありながら、幼稚園、保育所がそれぞれ別々に年齢に応じたクラス編制を行っているため、必然的に1クラスの人数は少なくなり、集団のなかでたくましく子どもを育むうえで課題が生じてきている。

そのため、幼稚園児、保育所児の合同クラスを編成することにより、幼児期からできるだけ多くの人と接し、社会性や創造性を育む機会を提供していくこととしたい。また、合同活動の一環として幼稚園児、保育所児の同一給食を実施し、食生活の指導においても食育を図るよう努めることとしたい。これらにより、保護者の子育てへの不安の解消に努めるとともに、今後は幼稚園における預かり保育の実施など、保護者が利用しやすい制度を実施していくものとする。そして、合築施設によって実現可能となった幼保一体的運営を一層推進することにより、少子化に対応した幼児の保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を育み、地域の活性化にもつなげていきたい。さらには、当区域の成果を全国的な構造改革へ波及させられるよう真に効果ある事業とするよう努力したい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

同じ地域の子どもでありながら保護者の事情の違いにより、幼稚園と保育所に別れ、異なる活動をしていたが、特区の導入により一緒に遊び、活動することで子ども同士の交流が深まり、小学校入学後も円滑な行動が期待できる。

特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度は、5歳児28名（幼稚園15、保育所13）となっていたが、平成16年度は、3歳児42名（幼稚園17、保育所25）、4歳児43名（幼稚園19、保育所24）、5歳児40名（幼稚園17、保育所23）の計125名（幼稚園53、保育所72）が合同活動を行う。幼児数は減少傾向にはあるが、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動をすることができると見込んでいる。

幼稚園及び保育所において保護者が参画する行事においては、双方の保護者が参加しやすい工夫をすることで、保護者同士の交流も促進され、住みよい地域づくりが展開される。また、年度途中で保護者の就職または離職というような状況の変化があっても、子どもにとってはクラスや担任の変更がなく安定した保育環境を保つことができる。

さらに、特区の導入にあわせて預かり保育を実施することにより、保護者に時間的ゆとりが生まれ、女性の社会参加が促進され地域の活性化にもつながることが期待できる。

## 8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業  
保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業  
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

当区域においては、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の実施にあわせ「こどもセンター」の金郷幼稚園において預かり保育を実施する。

また、合同活動の一環として現在、こどもセンターうぐいすの金郷幼稚園に給食を搬入している常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食を保育所にも提供することにより幼稚園児と保育所児の同一給食を実施し、食生活の指導においても幼保の合同活動を実現する。なお、職員については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する者の採用及び給料表の統一を既に実施済みである。

さらに、特定事業の実施にあわせ「入園・入所手続き一元化」を実施する。これは、幼稚園、保育所それぞれ異なっていた募集案内等を統一的行うとともに、入園・入所申込書を幼稚園、保育所、教育委員会事務局のいずれの窓口でも受領できるようにしたうえ、全幼稚園及び保育所の申し込み状況を「こどもセンター」で一元的に把握し、保護者からの相談等にも一括して対応できる体制を整え、保護者の利便性を向上させるものである。

これらによって、幼稚園、保育所の一体的運営を一層促進し、保護者の子育てに対する多様なニーズに応えるとともに、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養することを目指すものである。

なお、「こどもセンター」の設置にあわせ既に平成12年度から同施設に

において、幼稚園児・保育所児以外の地域の未就学児及び保護者を対象に施設解放，育児講座，育児相談などを内容として実施している「地域子育て支援センター事業」を今後も継続して実施し，子育てを支援する体制の整備を図っていくこととしている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

ただし、5歳児については認定後速やかに適用し、3歳児及び4歳児については、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで、平成16年4月から適用を開始する。

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園・保育所合築施設である金砂郷町立こどもセンターうぐいすにおいて幼稚園児及び保育所児等の合同活動を行う。

ただし、5歳児については認定後速やかに合同活動を実施するが、3歳児及び4歳児については、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで、平成16年4月から適用を開始する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、現在、幼稚園3園、保育所1所を設置しており、このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。しかし、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、幼稚園設置基準の専任規定に関して特例措置を適用することにより、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

事業に關与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の変更申請の認定後から、幼稚園・保育所合築施設である金砂郷町立こどもセンターうぐいすの保育所施設において幼稚園児及び保育所児の合同活動を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、現在、幼稚園3園、保育所1所を設置しており、このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。しかし、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」において幼稚園・保育所の一体的運営を推進し、また、幼稚園児と保育所児の合同

活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

なお、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年8月に認定された「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」に基づき、平成15年10月より幼稚園の保育室において5歳児28名（幼稚園15名、保育所13名）を対象に実施しているが、年度途中で増員し、幼稚園設置基準である35名を超えた場合には、幼稚園の保育室及び保育所の保育室の2クラスに幼児を分け、幼稚園教諭又は保育所保育士がそれぞれのクラスを担当し、合同活動を実施する予定である。この場合、保育所の保育室の面積は52.17平方メートルあり、児童福祉施設最低基準である幼児1人あたりの面積1.98平方メートルに換算すると26名となり、この範囲内で実施するものである。さらに3歳児・4歳児を対象とする平成16年度も平成15年度の幼児数から推定すると5歳児38名（幼稚園13名、保育所25名）、4歳児40名（幼稚園17名、保育所23名）、3歳児33名（幼稚園15名、保育所18名）であり、2クラス編成とすると、児童福祉施設最低基準を満たしている。また、幼稚園教諭及び保育所保育士については、全職員が幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、給料表の統一を既に行っている。こどもセンター職員については、平成15年10月1日より併任の辞令を交付している。保育・教育内容についても、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の変更の申請の認定に併せて指導計画の統一を行っているところである。

なお、合同活動の具体的な内容としては、午前については、これまで行ってきた内容に加え、専門の音楽講師の音楽に合わせ、幼児が踊ることにより、自己表現やリズム感等を養ったり、また、ALT（外国語指導助手）とふれあうことにより、幼児期から国際感覚を身に付けるとともに、コミュニケーションの基礎を培ったりするものなど、教育を中心に活動を行うものです。また、大部分の幼稚園児が降園してしまう午後については、養護を中心とし、遊びの中から、社会性や人間関係を養うものです。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」に常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場（地方自治法第252条の2に基づく協議会で運営）の給食を搬入し、保育所児、幼稚園児の同一給食を実施する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では平成15年度をもって幼稚園1園が廃園となり、現在、幼稚園3園、保育所1所を設置しており、このうちの幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。しかし、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」におい

て幼稚園・保育所の一体的運営を推進し、また、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施するものであり、合同給食もその一環である。

今回、金砂郷町立こどもセンターうぐいすの幼稚園児に提供されている常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食を保育所児にも提供し、幼稚園児、保育所児ともに区別のない給食を行い、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

また、常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場の給食の保育所への導入により、保育費用のうち給食が占める割合を軽減するなど、保育所運営の合理化を進めることが可能となる。

なお、対象となる保育所児は平成16年4月1日現在、3歳児25名、4歳児24名、5歳児23名の計72名であり、0歳児から2歳児までの30名については、従来どおり、こどもセンターうぐいす内の調理室において調理し、提供するものである。さらに金郷幼稚園の学年始め・学年末休業日及び夏季・冬季休業日においては、保育所の3、4、5歳児についてもこどもセンターうぐいす内の調理室において調理し、提供する。

こどもセンターうぐいすの調理室は、面積39.74㎡で保育所児に給食を提供するため保存、配膳及び加熱など必要な機能を備えるとともに、調理師、栄養士が常勤しているため、離乳食、食物アレルギー及び体調不調児等の対応や食事の内容や回数、時機に応じて適切な対応が可能な体制となっている。

常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき設置し、平成12年8月1日から常陸太田市と金砂郷町の協議会（地方自治法第252条の2）により運営しているものである。従って、衛生面における基準は、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」（平成9年4月1日制定・平成15年3月31日改定）を満たしており、「保護施設における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」第4の2に定められた内容も満たすものである。また、茨城県大宮保健所の協力のもと、こどもセンターうぐいす調理室の検査等が実施されており、今後も連携を図っていくこととしている。さらに受託業者となる常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知）に示されている「5 受託業者について」も当然、基準を満たすものであり、また、こどもセンターうぐいす調理室における管理運営体制により、「1 調理業務の委託についての基本的な考え方」を踏まえ、「3 栄養面での配慮について」及び「4 施設で行う業務につ

いて」も実施するものである。

児童に必要な栄養量は、学校給食実施計画に摂取量を定め給与することとし、また、食育を図る観点からは、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成16年3月16日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成16年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施し、実施にあたっては、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもと保育士、調理員、栄養士などの職員が有する専門性を活かしながら提供するよう努めるとともに児童の発育・発達課程に応じて配慮すべき事項を「食事についてのマニュアル」に独自に定めるなど、個々の児童にきめ細かに対応できる体制をつくっていくこととしている。さらに常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場では、地場産の食材を使用することにより、幼児の季節における産物の認識を高めると共に、安全性及び質を高め、食育及び地域活性化を図っている。